

# 北海道教育委員会 公報

## 目次

### 告示

○教育職員免許状の失効について..... 1

## 告 示

### 北海道教育委員会告示第35号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、失効した。

令和7年7月16日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

氏名	濱田高生	本籍地	神奈川県	
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
中学校教諭1種免許状 (社会)	平08中一め第01778号	平成9年3月31日	京都府 教育委員会	
失効年月日	令和7年4月17日			
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第1号該当			
氏名	桑原葵	本籍地	北海道	
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
中学校教諭1種免許状 (保健体育)	令4中1第1201号	令和5年3月21日	北海道 教育委員会	
高等学校教諭1種免許状 (保健体育)	令4高1第1717号			
特別支援学校教諭1種免許状 (知的障害者・肢体不自由者・病弱者)	令4特支1第412号			
失効年月日	令和7年6月26日			
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号該当(同法施行細則第20条第8号ア)該当			

